

～国連女子差別撤廃委員会、「日本における女性の権利」保障～
議題「性的暴力を描写したビデオや漫画の販売の禁止」についての意見書

【はじめに】

本年（2016年）2月16日から国連女子差別撤廃委員会において「日本における女性の権利」の審議がありました。議題の「性的暴力を描写したビデオや漫画の販売の禁止」について意見を申しあげます（なお「ビデオ」は、原文(ow.ly/YaCbm)にて「video games」となっておりますので、ここではビデオゲームと理解します。）。

【意見趣旨】

私どもは「日本における女性の権利」の保障につきましては大いに賛同いたします。一方で、そうした保障をするための手段が妥当であるか否かは慎重に検証したいと考えます。「日本における女性の権利」の保障のための「性的暴力を描写したビデオや漫画の販売の禁止」という手段が妥当であるか否かを問われれば、それは否であると答えなければなりません。

【意見の理由】

[理由1]

漫画やビデオゲームといった創作物上の架空の性的暴力は、実際の人権侵害ではなく、女性の権利の保障としての意味がないからです。

[理由2]

日本において、特に漫画の創作分野は女性が自ら築いてきた女性が活躍する場です。「性的暴力を描写した漫画」を販売禁止すれば、その影響により、かえって日本の女性に対する差別的状況を生み出すからです。

【意見の理由の詳細】

[理由1について]

実在する人間が相手から合意なく性行為を受ける強姦等、実際の人権侵害としての性的暴力はいうまでもなく取り締まりを行うべきであり、被害者の保護・支援が必要です。しかし、漫画やビデオゲームといった創作物上の実在しない対象への性的暴力は、実際の人権侵害ではありません。実在する女性への人権侵害の問題にこそ早急に取り組むべきです。

[理由2について]

日本において、特に漫画の創作に関わる分野は、女性が自ら築いてきた女性が活躍できる場です。既に1970年代には少女向け漫画雑誌が複数刊行され、女性漫画家が輩出されていました。このように、1986年の男女雇用機会均等法施行以前から、女性の活躍の場としての「少女漫画」の分野が確立しておりました。そして、このような女性向け漫画において題材とされるのは、恋愛等、しばしば「性」のことでした。

我が国のこのような女性向け漫画の中には、女性への性的搾取の歴史を振り返ることができる作品も存在します。「親なるもの 断崖」(曾根富美子・作)もその一つです。実際にあった歴史を題材に、貧困により人身売買で北海道室蘭の幕西遊郭に売られた少女が生き抜いていく様を描いた作品です。

現代に生きる人々においては、こうした漫画を読むことが、当時の女性達の痛みの感情を想像する機会の一つとなっています。しかし、この作品には性的暴力の描写が含まれるので、「性的暴力を描写した漫画」の販売禁止を行えば絶版となり、そうした機会が奪われることとなります。

同様な例で、「性的暴力を描写した漫画」の販売禁止により絶版となる漫画は問われれば切りがなく、「風と木の詩」(竹宮恵子・作)、「BANANA FISH」(吉田秋生・作)を掲げる方もおられるでしょう。(なお、掲げた両作品は男性への性的暴力の描写が含まれておりますが、性的暴力は女性限定の問題ではないのであって、女性の権利として限定的にとらえるべきではありません。)

このように、「性的暴力を描写した漫画」の販売禁止を行えば、出版社が絶版を決定せざるを得なくなる作品が多数出てくることが予想されます。漫画の創作分野は日本においては女性が活躍する場であり続けたにもかかわらず、女性たちがせっかく開拓してきた活躍の場を狭められる、または否定される結果となります。そして、漫画の読者側に立てれば、漫画を読むことによって知り得たはずの、女性への性的搾取の歴史を知る機会も失われます。我が国の女性の活躍の場である漫画の創作分野が集中的に踏み荒らされることで、女性の漫画家のみならず、女性の漫画愛好家や漫画に関わる女性クリエイターが被害を被ります。これは、日本の女性の活躍を阻む差別的な仕打ちです。

なお一方で、「性的暴力を描写した漫画」について、一部の人が不快に感じることもあるのも事実です。しかしながら、快・不快の感覚や道徳的価値観を基準に、表現することから販売に至るまで一切を禁止するべきではありません。快・不快の感覚や道徳的価値観の基準は、個人によっても、また地域や文化で分けられるローカルな社会によっても異なります。Aというローカルな社会の価値観の基準はBという別の社会の価値観の基準とは、必ずしも適合しません。したがって、あるローカルな社会の基準をいきなり社会全体の価値観として扱えば、社会の中に価値観の不一致による軋轢が生じます。

社会全体が円滑に運営されることを目指すならば、一部の人々にとっての「不快な表現」が唐突に目に入ることを避ける工夫は必要ですが、それはゾーニング等の流通規制に留めるべきです。社会全体に一律に強制力を持つ法律による内容規制で、「不快な表現」を含む漫画を描くこと自体を禁止するべきではありません。

【 結 論 】

以上から、女性の権利を保障するという目的が正しいとしても、そのための「性的暴力を描写したビデオや漫画の販売の禁止」という手段は妥当であるとはいえません。

架空の性的暴力を取り締まれば何かを成し遂げた気がするかもしれませんが、しかし、架空の人権侵害に対処する間にも、実際には実在する女性への人権侵害が放置されるままとなります。

そして、日本の漫画というメディアが、性的搾取を主題にする作品が存在し得る程の多様な表現ができる創作分野として発展できたのは、漫画の表現に「清濁併せ呑む」一面があったからです。人間と人間の生き死にする世界を清濁が入り交じっていると見え、それを率直に表現する自由があったからです。

漫画の創作に関わる分野は、日本人女性が自らの努力により切り拓いてきた活躍の場です。こうした場を荒廃させられぬよう守り、次の世代へ受け継いでいけるよう努力することこそが女性の権利を守ることに繋がると、私どもは考えております。

以上

女子現代メディア文化研究会共同代表・デザイナー
山田久美子